

徳島県告示第五百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、土地改良区の役員の就任について届出があったので、同条第十七項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年九月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 土地改良区の名称  
中島土地改良区

二 就任役員

| 役員名 | 氏 名     | 住 所              |
|-----|---------|------------------|
| 理 事 | 前 川 寿 雄 | 阿南市那賀川町上福井下ノ川二三〇 |